

枚方市立生涯学習市民センターにおける清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

令和 6年 2月

枚 方 市

1. 募集目的

生涯学習市民センターを利用する者への飲料等提供によるサービスの拡充を図るため、清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集する。

なお、以下の施設に設置する自販機での飲料水等の購入を通じて、市民等に、「枚方市施設保全整備基金」への寄附を募っていく取り組みを行うため、設置事業者にはこの取り組みに協力していただくことが必要である。

※「枚方市施設保全整備基金」は、学校園、生涯学習市民センター、福祉施設、市営住宅、道路、橋梁等の公共施設の保全及び整備のための事業費に充てるための基金。

2. 自販機設置場所及び台数

設置場所(所在地)	最大設置サイズ	種別	台数
楠葉生涯学習市民センター (枚方市楠葉並木 2-29-5)	W1, 380mm×H2, 200mm×D820mm 以内	清涼飲料水	1台
菅原生涯学習市民センター (枚方市長尾元町 1-35-1)	W1, 380mm×H2, 200mm×D820mm 以内	清涼飲料水	1台
南部生涯学習市民センター (枚方市香里ヶ丘 1-1-2)	W2, 400mm×H2, 200mm×D900mm 以内 ※2台分の合計。	清涼飲料水	1台
		パン等	1台

※ 上記の最大設置サイズは自動販売機本体のサイズであり、電気及び脚部は含まないものとする。回収ボックスは1個あたり 500mm×500mmを目安とする。

※ 設置箇所については別紙図面を参照。

※ 以上の3箇所を一括許可とする。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限る。

- (1) 過去 15 年以内に自動販売機設置実績を有すること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 国税及び枚方市税の未納がないこと。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員を法人の構成員としていないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。

4. 自販機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、新たな更新はしない。

③ 行政財産使用料

本市が設定する最低使用料年額 149,290 円以上で、かつ選定事業者が応募申込書（様式 1）に記載した額。

使用料は、年額（1 年間の使用料）を別途指定する期日までに納付しなければならない。また、納付された使用料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

④ その他必要工事等

設置事業者は自己負担で次の工事を実施し、また設置に係る光熱費を負担すること。

● 必要工事等

電気工事（自販機設置場所までの電源工事及び、子メーター（積算電力計）設置工事）及び自販機設置工事。

● 光熱水費

各自販機の子メーターの積算に基づく電気使用料金分を負担すること。

(2) 使用上の条件

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 3. (2) にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市と協議すること。
- ⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）及びパン等とすること。
- ⑥ 販売品は、缶製品、ペットボトル製品、又は紙パック製品とする。
- ⑦ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑧ 販売品については、事前に本市と協議し決定すること。また、利用者等からの要望がある場合、本市からの指示により販売品の一部入れ替えに対応すること。
- ⑨ 自販機は障害者の使用にも十分配慮したユニバーサルデザインであること。
- ⑩ 災害時に自販機内の販売品を無償で提供できるものであること。
- ⑪ 設置事業者の事情による自販機の撤去は認めない。ただし、本市が特段の事由があると認められた場合は、この限りではない。

(3) 維持管理責任

- ① 販売品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、

常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。

- ② 自販機に併設して、原則として自販機 1 台につき 1 個以上の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で回収ボックスからゴミがあふれることのないように 1 週間に 2 回以上係員を派遣し、機械の整備、つり銭等の補充及び代金の回収にあたらせるものとする。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、据付面、電源等を確認したうえで安全に設置し、万が一、不備があった場合は設置事業者の責任により対応すること。
- ⑤ 故障等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に明示し、迅速に対応すること。
- ⑥ 本市では「環境保全都市枚方」の実現を目指しており、本市環境方針を踏まえ、本業務を実施する上でも環境保全に配慮すること。

(4) 使用許可の取消し又は変更等

次に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- ① 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ② 施設の維持管理上、必要とするとき。
- ③ 設置事業者が使用許可条件に違反したとき。
- ④ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 使用許可終了時の条件等

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、4. (2) ⑪により撤去するとき、又は前項の規定により使用許可を取り消された場合には、設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

(6) 損害賠償

設置事業者は、自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

5. 枚方市施設保全整備基金への積立てに対する協力

(1) 自販機を通じた同基金への寄附の取扱い

市民等は、生涯学習市民センターに設置する自販機で飲料水等を購入することを通じて、「枚方市施設保全整備基金」の目的に賛同し、商品代金（消費税及び地方消費税を除く。）中の 5% 分を同基金に寄附する意思を示したものとし、同基金の寄附の手続きを設置事業者に委ねるものとする。

(2) 自販機への表示等

設置事業者は (1) の主旨を周知するため、要項 7 頁に図示する表示板を設置日までに自己の負担にて作製し、自販機の正面上部に掲示するものとする。

(3) 市民等からの寄附相当額の納付

設置事業者は、(1) に記載する市民等の寄附に相当する金額をとりまとめて、別途指定する期

日までに納付するものとする。

6. 応募申込手続き

(1) 申込書類配布期間・配布場所

令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）

午前9時～午後5時30分。なお、土曜日・日曜日・祝日は受付を行わない。

場所：枚方市役所 観光にぎわい部 文化生涯学習課（別館3階）

※申込書類は枚方市ホームページからの取り出しも可能。

(2) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 履歴事項証明書（商業・法人登記簿謄本）。なお、枚方市内の事業所等について商業・法人登記していない法人については、枚方市内の事業所等の所在地が記載された法人所在地証明書も併せて提出。いずれも発行後3カ月以内のものに限る。

④ 法人の印鑑証明書（発行後3カ月以内のものに限る。）

⑤ 国税（法人税及び消費税）及び3方市税の未納の税額がないことの証明書。いずれも発行後3カ月以内のものに限る（国税については納税証明書その3の3に限る。また、枚方市税については滞納無証明書。）。

⑥ 事業概要

（ア）会社概要

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

（ウ）設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット

（エ）ユニバーサルデザイン及び災害時無償提供機能（4.（2）⑨及び⑩）について、明確に確認できる書類等

⑦ 3.（2）にかかる許認可等の免許証の写し

(3) 現地確認日

令和6年2月8日（木）午前10時から午後5時までの間に直接現地へ。

なお、質疑については次項のとおり質疑書（様式3）によることとし、現地では受け付けない。

(4) 質疑について

質疑がある場合は、令和6年2月13日（火）午後5時30分までに質疑書（様式3）に記入し、枚方市役所 観光にぎわい部 文化生涯学習課（申込書類配布場所と同じ）へ文書を持参し提出すること（郵送等その他の方法による受付は行わない。提出された書類等は返却しない）。なお、質疑内容・回答については同年2月20日（火）に枚方市ホームページで公表する。

(5) 申込受付期間・受付場所

令和6年2月22日（木）～令和3年2月29日（木）の午前9時～午後5時30分。なお、土

曜日・日曜日は受付を行わない。

場所： 枚方市役所 観光にぎわい部 文化生涯学習課（別館3階）

(6) 申込み手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参し提出すること。郵送等その他の方法による受付は行わない。なお、提出された書類等は返却しない。

7. 設置事業者の選定について

応募申込額において、使用許可の期間における行政財産使用料が最も高額である事業者とする。

8. 設置事業者の決定・審査結果通知について

令和6年3月8日（金）に通知書を郵便で発送する。

9. 設置予定事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。

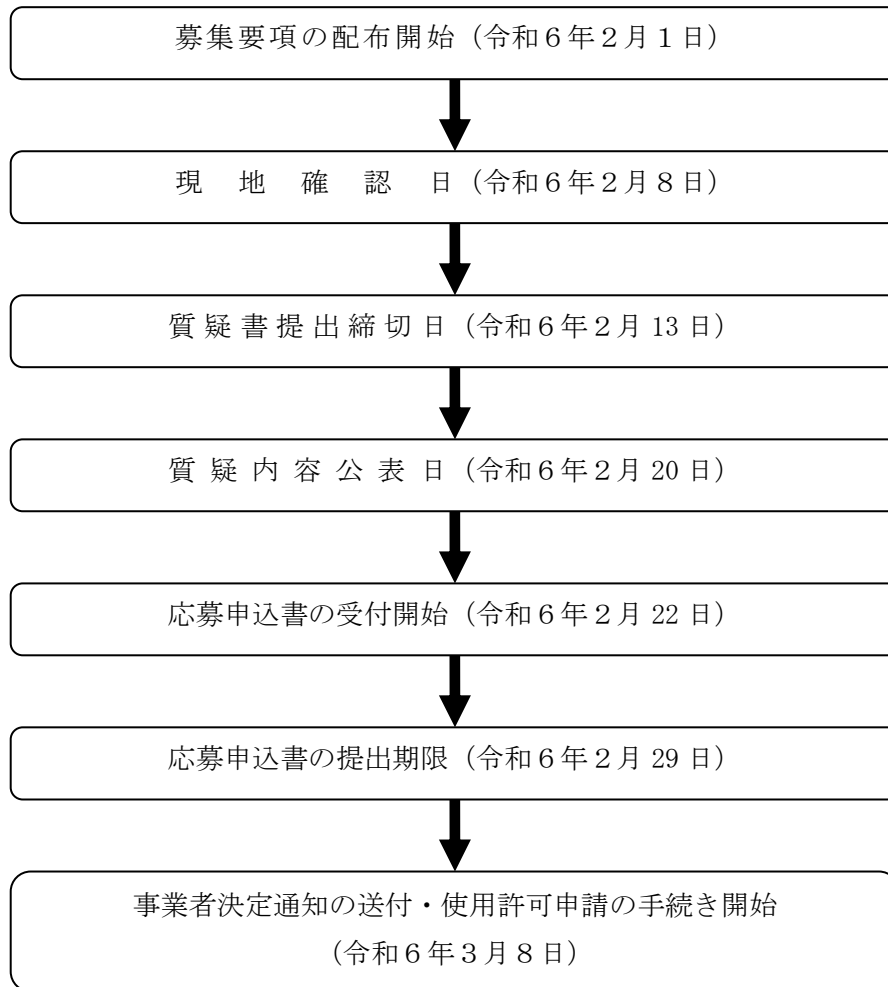
- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを行わなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

(2) 前項の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合において、次順位の者に設置予定事業者としての決定を行う場合がある。

10. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。
- (2) 選定可否についてはすべての申込者に通知する。
- (3) 施設の物理的条件その他やむをえない事由により、設置条件その他の事項について周知又は協議の上、変更することがある。
- (4) 工事等によって施設の利用を休止する場合がある。

[公募の流れ]



募集に関する問合せ先

枚方市 観光にぎわい部 文化生涯学習課

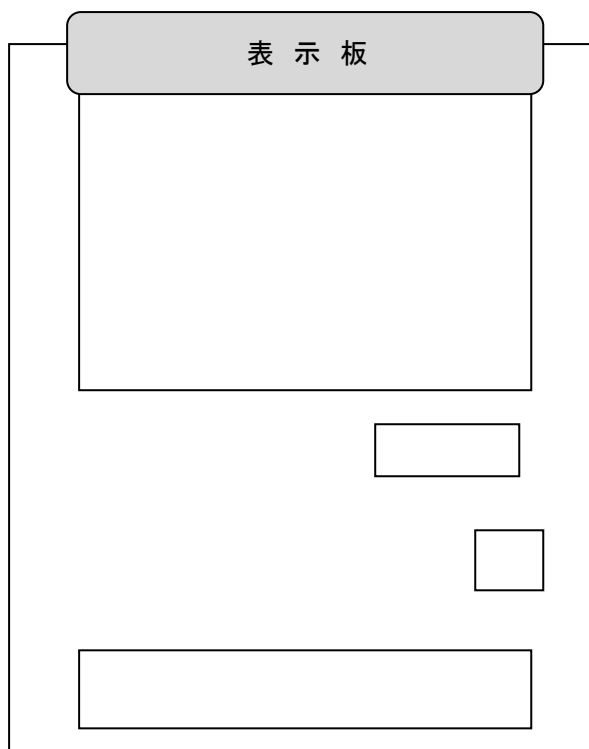
枚方市大垣内町 2-1-20

電 話 (072) 841-1409

F A X (072) 841-1278

自販機本体への装飾イメージ

1. PR イメージ



※上図の大きさは目安です。自動販売機の形状にあったサイズとしてください。

2. 表示板の作成例

この自動販売機を利用させていただくことにより、商品代金の一部(5%分)が
「枚方市施設保全整備基金」に寄附されることになります。

同基金は、学校園や道路等の公共施設の保全・整備に要する財源を積み立てるものであり、
みなさま方のご協力をお願いいたします。

枚方市
協力 ○○ (法人名)

約 20cm

自販機の横幅に合わせて

3. 設置時の注意

表示板等については、耐水・耐光仕様の素材を活用、又は加工を施してください。また、風雨・地震等によって滑落・破損等がないようしっかり固定してください。